

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年6月17日(2021.6.17)

【公開番号】特開2021-46446(P2021-46446A)

【公開日】令和3年3月25日(2021.3.25)

【年通号数】公開・登録公報2021-015

【出願番号】特願2020-215171(P2020-215171)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/4184	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/02	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/573	(2006.01)
A 6 1 K	31/58	(2006.01)
A 6 1 K	45/06	(2006.01)
A 6 1 K	31/69	(2006.01)
A 6 1 K	38/06	(2006.01)
A 6 1 K	38/05	(2006.01)
A 6 1 K	31/407	(2006.01)
C 07 K	5/10	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/4184	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	35/02	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	31/573	
A 6 1 K	31/58	
A 6 1 K	45/06	
A 6 1 K	31/69	
A 6 1 K	38/06	
A 6 1 K	38/05	
A 6 1 K	31/407	
C 07 K	5/10	Z N A

【手続補正書】

【提出日】令和3年4月28日(2021.4.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

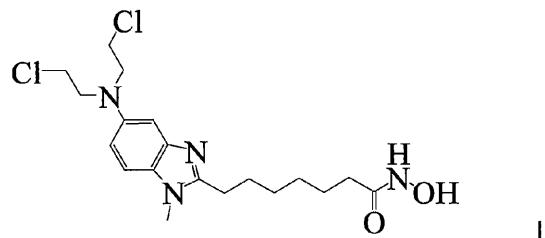
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

グルココルチコイド及び式Iの化合物又は薬学的に許容されるその塩を含む組合せ物：

## 【化1】



## 【請求項2】

式1の化合物の薬学的に許容される塩が、塩酸塩、臭化水素酸塩、ヨウ化水素酸塩、硫酸塩、亜硫酸水素塩、スルファミン酸塩、硝酸塩、リン酸塩、クエン酸塩、メタンスルホン酸塩、トリフルオロ酢酸塩、グルタミン酸塩、グルクロン酸塩、グルタル酸塩、リンゴ酸塩、マレイン酸塩、コハク酸塩、フマル酸塩、酒石酸塩、トシリル酸塩、サリチル酸塩、乳酸塩、ナフタレンスルホン酸塩、又は酢酸塩である、請求項1に記載の組合せ物。

## 【請求項3】

グルココルチコイドが、デキサメタゾン、フルオシロニアセトニド、及びブレドニゾンからなる群から選択される、請求項1又は請求項2に記載の組合せ物。

## 【請求項4】

前記組合せ物中のグルココルチコイド対式1の化合物又は薬学的に許容されるその塩のモル比が1:500から500:1までである、請求項1から3のいずれか一項に記載の組合せ物。

## 【請求項5】

薬学的に許容される希釈剤又は担体、及び請求項1から4のいずれか一項に記載の組合せ物を含む医薬組成物。

## 【請求項6】

請求項1から4のいずれか一項に記載の組合せ物、及び場合により、患者を処置するための指示書を含むキット。

## 【請求項7】

癌の処置に使用するための、請求項1から4のいずれか一項に記載の組合せ物、請求項5に記載の組成物、又は請求項6に記載のキット。

## 【請求項8】

前記癌が血液癌及び乳癌から選択される、請求項7に記載の使用のための組合せ物、組成物、又はキット。

## 【請求項9】

前記血液癌が、多発性骨髄腫、リンパ腫、及び白血病から選択される、請求項8に記載の使用のための組合せ物、組成物、又はキット。

## 【請求項10】

前記癌が、再発性及び/又は抵抗性である、請求項7から9のいずれか一項に記載の組合せ物、組成物、又はキット。

## 【請求項11】

前記処置において、グルココルチコイド、及び、式1の化合物又は薬学的に許容されるその塩を、同時に、逐次的に、又は別々に投与する、請求項7から10のいずれか一項に記載の組合せ物、組成物、又はキット。

## 【請求項12】

前記処置において、患者の体重1kgあたり0.1から1mgの用量範囲のグルココルチコイドを投与する、請求項7から11のいずれか一項に記載の組合せ物、組成物、又はキット。

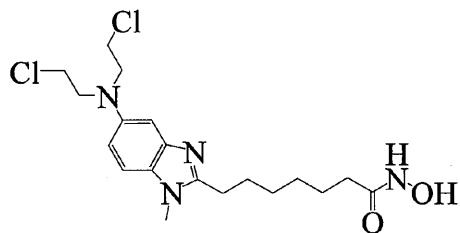
## 【請求項13】

前記処置において、患者の体重1kgあたり0.3から0.5mgの用量範囲のグルココルチコイドを投与する、請求項12に記載の組合せ物、組成物、又はキット。

## 【請求項14】

癌の処置に使用するための、グルココルチコイド及び式Iの化合物又は薬学的に許容されるその塩を含む組合せ物：

【化2】



I

【請求項15】

式Iの化合物の薬学的に許容される塩が、塩酸塩、臭化水素酸塩、ヨウ化水素酸塩、硫酸塩、亜硫酸水素塩、スルファミン酸塩、硝酸塩、リン酸塩、クエン酸塩、メタンスルホン酸塩、トリフルオロ酢酸塩、グルタミン酸塩、グルクロロン酸塩、グルタル酸塩、リンゴ酸塩、マレイン酸塩、コハク酸塩、フマル酸塩、酒石酸塩、トシリ酸塩、サリチル酸塩、乳酸塩、ナフタレンスルホン酸塩、又は酢酸塩である、請求項14に記載の組合せ物。

【請求項16】

グルココルチコイドが、デキサメタゾン、フルオシノロンアセトニド、及びプレドニゾンからなる群から選択される、請求項14又は請求項15に記載の組合せ物。

【請求項17】

前記組合せ物中のグルココルチコイド対式Iの化合物又は薬学的に許容されるその塩のモル比が1:500から500:1までである、請求項14から16のいずれか一項に記載の組合せ物。

【請求項18】

薬学的に許容される希釈剤又は担体、及び請求項14から17のいずれか一項に記載の組合せ物を含む医薬組成物。

【請求項19】

請求項14から18のいずれか一項に記載の組合せ物、及び場合により、患者を処置するための指示書を含むキット。

【請求項20】

前記癌が血液癌及び乳癌から選択される、請求項14から17のいずれか一項に記載の組合せ物、請求項18に記載の組成物、又は請求項19に記載のキット。

【請求項21】

前記血液癌が、多発性骨髄腫、リンパ腫、及び白血病から選択される、請求項20に記載の使用のための組合せ物、組成物、又はキット。

【請求項22】

前記癌が、再発性及び/又は抵抗性である、請求項14から21のいずれか一項に記載の組合せ物、組成物、又はキット。

【請求項23】

前記処置において、グルココルチコイド、及び、式Iの化合物又は薬学的に許容されるその塩を、同時に、逐次的に、又は別々に投与する、請求項14から22のいずれか一項に記載の使用のための組合せ物、組成物、又はキット。

【請求項24】

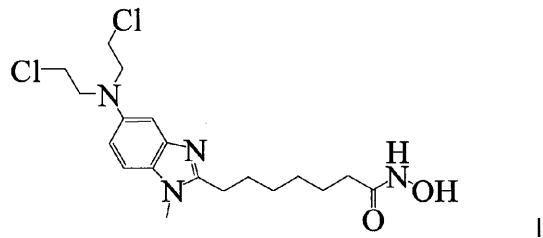
前記処置において、患者の体重1kgあたり0.1から1mgの用量範囲のグルココルチコイドを投与する、請求項14から23のいずれか一項に記載の使用のための組合せ物、組成物、又はキット。

【請求項25】

前記処置において、患者の体重1kgあたり0.3から0.5mgの用量範囲のグルココルチコイドを投与する、請求項23または24に記載の使用のための組合せ物、組成物、又はキット。

【請求項26】

癌の処置に使用するための、式Iの化合物又は薬学的に許容されるその塩を含むキットであって、  
【化3】

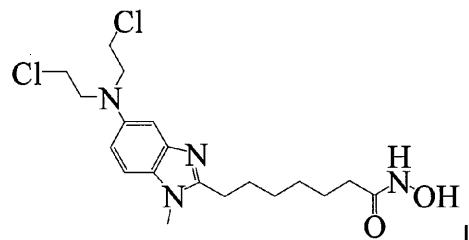


式Iの化合物又は薬学的に許容されるその塩が、グルココルチコイドと組み合わされて投与される、キット。

【請求項27】

癌の処置に使用するための、グルココルチコイドを含むキットであって、  
グルココルチコイドが、式Iの化合物又は薬学的に許容されるその塩と組み合わされて投与される、キット。

【化4】



【請求項28】

グルココルチコイドが、デキサメタゾン、フルオシノロンアセトニド、及びプレドニゾンからなる群から選択される、請求項26または27に記載のキット。

【請求項29】

前記癌が血液癌及び乳癌から選択される、請求項26から28のいずれか一項に記載のキット。

【請求項30】

前記血液癌が、多発性骨髄腫、リンパ腫、及び白血病から選択される、請求項29に記載のキット。